

守谷市子育て短期支援事業 (ショートステイ)

MoRiYA



令和7年7月修正

どんな時に利用できるの？

以下の理由でお子さんを養育することができない場合に、一時的にお子さんを預けることができます。

- 1：保護者の疾病
- 2：育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など
身体上又は精神上の事由
- 3：出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- 4：冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など
社会的事由
- 5：その他

どのくらいの期間利用できるの？

7日以内

誰が利用できるの？

守谷市在住の児童（18歳未満）

預かり先はどこ？

【里親宅（市内）】

【乳児院】

- ・さくらの森乳児院
- ・日本赤十字茨城県支部乳児院

【児童養護施設】

- ・茨城道心園
- ・つくば香風寮
- ・窓愛園





利用の流れ



登録

「利用登録届出書*」提出 ※要押印

登録内容に変更が生じたら「利用登録事項変更届*」をご提出ください。

利用申請



「利用申請書*」「持ち物チェックリスト*」提出

「利用に伴う確認事項*」をお渡しし、確認頂きます。

利用決定



「決定通知書」受取（郵送）

利用不可



「却下通知書」受取（郵送）

利用



- ・施設利用の場合 直接施設に送迎してください。
- ・里親利用の場合 待ち合わせ場所は利用申請時に相談します。

支払い



「公金払込書兼調定決議書」受取（郵送）

納入期限までに下記納入場所でお支払いください

守谷市役所（会計課）・常陽銀行・筑波銀行・千葉銀行・茨城県信用組合・水戸信用金庫
結城信用金庫・茨城みなみ農業協同組合・中央労働金庫

*のある申請書等は右の QR コード（守谷市ホームページ）から、ダウンロードできます。



子育て短期支援事業基準額表

区分		利用者負担額	委託基準額	守谷市負担額
生活保護世帯	2歳未満児	0円	10,700円	10,700円
	2歳以上児	0円	5,500円	5,500円
市町村民税非課税世帯 父子家庭・母子家庭 養育世帯	2歳未満児	1,100円	10,700円	9,600円
	2歳以上児	1,000円	5,500円	4,500円
その他の世帯	2歳未満児	5,350円	10,700円	5,350円
	2歳以上児	2,750円	5,500円	2,750円

守谷市 こども家庭センター



〒302-0198 守谷市大柏 950-1

TEL 0297-45-1111 (内線 154・157)